

議第162号

町の区域の変更について

次のように町の区域を変更する。

平成24年11月26日提出

京都市長 門川 大作

京都市左京区の区域のうち、次の土地並びにその土地に隣接し、又は介在する道路及び水路を岩倉幡枝町^{いわくらはたえだちょう}に編入する。

町名	地番
静市市原町	750の2
同 上	751の1
同 上	751の2
同 上	791
同 上	792
同 上	793
同 上	795
同 上	813
同 上	814
同 上	835
同 上	837
同 上	839の1
同 上	839の2
同 上	839の3

同	上	840
同	上	840の2
同	上	840の3
同	上	840の4
同	上	840の5
同	上	840の6
同	上	840の7
同	上	841
同	上	843
同	上	847
同	上	848

提案理由

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業洛北第三地区土地区画整理事業の換地処分に伴い、町の区域を変更する必要があるので提案する。